



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *22 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1
- *23 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 3
- *24 市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 3
- *25 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 4

○ 公安委員会規則

- *10 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 4

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第22号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

54	53	66	65	69	68
55	54	66	66	69	68
56	54	66	66	69	68
57	55	66	66	70	68
57	55	67	66	70	69
58	56	67	66	70	69
58	56	67	67	71	70
59	57	67	67	71	70
59	58	68	67		
60	59	68	67		

別表第7ウの表中

62	61
62	62
62	62
62	62

62	を	62	に改める。
62		62	
63		62	
63		62	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	

別表第8アの表中

73	を	74	に、	101	を	102	に改める。
74		76		106		108	
75		78		111		114	
76		80		116		120	
78		81		119		122	
80		82		122		124	
82		83					

別表第9中

大学院修学休業の期間	を	
大学院修学休業の期間	に改め、	
勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間		
勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下	を

削る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第9の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7及び別表第8の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成28年4月1日からこの規則（別表第9の改正規定を除く。）の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員

の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

- 4 この規則(別表第9の改正規定を除く。)の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 改正後の規則別表第9の規定は、別表第9の改正規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第82号)の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額(同日が平成28年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第82号)の施行の日(以下この号において「平成28年改正条例施行日」という。)の前日までの間であるときは、同条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。)に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が平成28年4月1日から平成28年改正条例施行日の前日までの間であるときは、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成28年和歌山県教育委員会規則第22号)による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給)又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項又は第10項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成27年和歌山県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第82号)の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額(同日が平成28年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第82号)の施行の日(以下この号において「平成28年改正条例施行日」という。)の前日までの間であるときは、同条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。)に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が平成28年4月1日から平成28年改正条例施行日の前日までの間であるときは、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成28年和歌山県教育委員会規則第22号)による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給)又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第25号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則(平成19年和歌山県教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「198,100円」を「202,400円」に、「176,900円」を「181,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項の次に次の1号を加える。

- (5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。